

平成 19 年第 3 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 19 年 4 月 18 日第 3 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明	24 番	竹内睦夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明	24 番	竹内睦夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享一 局長補佐 藤谷 博之
議事調査係長 佐藤 正之

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	佐藤 好文	市民部長	池田 史郎
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	岩井 敏一
建設部長	金子 則之	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	消防長	中津 博行
総務部総務課長	齋藤 隆一	財政課長	森 鉄也
税務課長	齋藤 利秀	農林課長	阿部 誠一
教育委員会総務課長	阿部 均		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成19年4月18日(水曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第58号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)
- 第4 議案第59号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第2号)
- 第5 議案第60号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第3号)
- 第6 議案第61号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第1号)

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開会

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立

します。ただいまから平成 19 年第 3 回にかほ市議会臨時会を開会します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、15 番榊原均議員、16 番竹内賢議員を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。3 番議会運営委員長。

【議会運営委員長（3 番市川雄次君）登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。

去る 4 月 10 日 3 時半より議会運営委員会を開いております。内容につきましては、本日の臨時会の会期についてでございます。議案内容につきましては、3 件の専決処分と、19 年度のかほ市の一般会計補正予算（第 1 号）という非常に少ない案件ですので、本日 1 日間限りでいだろうということで、議運では話し合いを終えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） ただいまの報告に対して質疑ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日 1 日間と決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3、議案第 58 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）から、日程第 6、議案第 61 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）までの 4 件を議題といたします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。臨時会への御参集、大変ありがとうございます。

それでは、提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第 58 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）でございます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成 19 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例中、「助役」を「副市長」に改め、「収入役」を削る必要があり、同条例の一部改正について専決処分したものでございます。

次に、議案第 59 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成 19 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、にかほ市税

条例を改正する必要がある、同条例の一部改正について専決処分したものでございます。

議案第 60 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）でございます。

平成 19 年 3 月 30 日付で専決処分した平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）について承認を求めるとでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,362 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134 億 48 万 9,000 円と定めたものでございます。

歳入の主なものとしては、地方譲与税を初め各種交付金の交付額の確定による増減、金浦工業団地土地売り払いに伴う財産収入、学校給食共同調理場建設基金廃止に伴う繰り入れなどであります。

歳出の主なものとしては、象潟学校給食共同調理場建替事業の精算に伴う減額と、学校給食共同調理場建設基金廃止に伴う繰入金を象潟中学校建設基金に積み立てることなどでございます。

議案第 61 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 6,593 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 138 億 9,093 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正予算の内容としては、西部地区カントリーエレベーター増設事業の補助内示に伴い、秋田しんせい農業協同組合に補助金を交付するものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長などが行いますので、よろしく御審議をいただき、承認及び可決決定くださるようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。最初に、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 私から補足説明させていただきます。

初めに、議案第 58 号専決第 1 号について補足説明いたします。

今回の改正により、収入役の職は一般職の会計管理者が務めることとなります。

次に、議案第 59 号専決第 2 号の主な改正点について補足説明いたします。配付しております、にかほ市税条例の一部を改正する条例の説明資料をごらんください。

23 条の改正については、信託法の改正による新たな類型の信託等に対応するため整備するとともに、受託者段階での法人課税を行うなど、課税の中立・公平を確保するために法人税法の改正を行ったことによるものでございます。なお、5 号に該当する者は、にかほ市において現時点ではおりません。

95 条の改正と附則第 16 条の 2 第 1 項の削除、同条 2 項の改正については、現在の特例税率を廃止し、当分の間の措置として国のたばこ税の税率を引き下げるとともに、地方のたばこ税の税率を同額引き上げるものでございますが、昨年附則で改正済みのものを、今回本則で改正するものでございます。

附則第 10 条の 2 に 6 号を追加したことにより、高齢者・障害者等が居住する既存住宅について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税を 3 分の 1 減額する特別措置で、19 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 31 日までの間に行われた改修工事について措置するものでございます。

附則第 11 条の 3 の追加により、鉄軌道用地の評価方法の変更を 19 年度に実施するものでござい

ます。なお、にかほ市には、該当する鉄軌道用地はございません。

附則第 17 条の 2 第 3 項の改正については、特定の居住用財産の買いかえ及び交換の場合の課税の特例を、買いかえ資産である家屋の床面積要件の上限を撤廃した上で、適用期限を 3 年延長したものでございます。

附則第 19 条の 2 第 1 項の改正については、証券取引法が金融商品取引法に改正されたことによるものでございます。

附則第 19 条の 3 の改正については、上場株式等を譲渡した場合の株式に係る譲渡所得等に係る市税の軽減税率を適用する特例を 1 年延長するものでございます。

附則第 20 条第 7 項の改正については、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の 2 分の 1 課税の特例の適用期限を 2 年延長するものでございます。なお、にかほ市で適用を受けた方はございません。

附則第 20 条の 4 第 3 項の改正については、租税条約の適用される投資所得に係る課税の特例について 1 年延長するものでございます。これについても、にかほ市で適用を受けた方はございません。

附則第 20 条の 5 の追加により、居住者が租税条約の相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、租税条約の規定に基づき、その保険料をその年の個人住民税に係る総所得金額等から控除するものでございます。

次に、議案第 60 号専決第 3 号、平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告及びその承認について補足説明いたします。予算書の 5 ページをお開きください。

地方債の補正は、象潟中学校建替事業の確定に伴い、起債の限度額を 30 万円減額するほか、起債の利率について、金利が 5%を上回った場合にも対応できるよう、利率の欄にただし書きを加え、歳入条件の見直しを行うものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて御説明いたします。8 ページをお開きください。

歳入の 2 款地方譲与税から、10 ページの 11 款交通安全対策特別交付金までは、いずれも国及び県から交付される額の確定による補正でございます。主なものとしては、9 ページの 6 款地方消費税交付金の 2,579 万 6,000 円の増額、10 ページの 10 款地方交付税の特別交付税が、暖冬に伴い除雪費の減額の影響などにより 1,982 万 3,000 円を減額補正するものでございます。これにより特別交付税は、予算額 5 億円に対して、確定額が 4 億 8,011 万 7,000 円となりました。

16 款 2 項 1 目不動産売払収入は、金浦工業団地の 2 件の土地を売り払ったものでございます。法人に宅地 820.47 平米を 642 万 7,562 円で、個人に宅地 68.72 平米を 42 万 2,378 円で売却したものでございます。

11 ページをお開きください。18 款 2 項 1 目の財政調整基金繰入金については、一般会計の財源調整の結果、同基金からの繰入額を 237 万 9,000 円減額し、同基金の繰入総額を 1 億 4,495 万 3,000 円とするものでございます。これに伴う財政調整基金の 18 年度末における残高は、8 億 7,629 万 7,000 円となります。4 目の学校給食共同調理場建設基金繰入金は、さきの 3 月定例議会において、学校給食共同調理場建設基金条例が廃止されたことから、歳出でも御説明いたしますが、同基金の全額 4,283 万 4,000 円を取り崩し、象潟中学校建設基金に組み替え、積み立てするため、一たん一

般会計に繰り入れするものでございます。

20 款 4 項 6 目雑入の奨学資金無償譲渡債権返済金については、旧仁賀保町の奨学資金の債権がにかほ市に無償譲渡されていることから、繰上償還 1 件分、85 万 1,000 円を雑入で受け、歳入において奨学資金貸付基金に積み立てするものでございます。

12 ページをお開きください。歳出の 10 款 1 項 3 目教育助成費 25 節積立金は、歳入で御説明したとおり、学校給食共同調理場基金条例の廃止に伴う同基金からの取り崩し分 4,283 万 4,000 円に、10 款 5 項 7 目の学校給食調理場建替事業の精算に伴う不用額を加えた総額 4,411 万 2,000 円を象潟中学校建設基金に積み立てするものでございます。また、奨学資金貸付基金積立金 85 万 1,000 円についても、先ほど歳入で御説明したとおり、旧仁賀保町の債権譲渡された奨学金の返済基金を同基金に積み立てするものでございます。

以上で終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第 61 号の補足説明をいたします。

議案第 61 号は、西部地区カントリーエレベーターの増設工事に伴う補正予算であります。本日お手元にお届けしております同施設の増設後の能力の概要の資料も参考にさせていただきたいと思っております。

6 ページからになります。歳入におきましては、15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金に、国からの経営構造対策事業費補助金 2 億 4,500 万円と、18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金の 2,093 万 6,000 円を計上しております。

下のページになりますけれども、歳出におきましては、6 款 1 項 3 目農業振興費 19 節へ、西部地区カントリーエレベーター増設事業費補助金として、国からの補助金 2 億 4,500 万円に市の補助金分 2,093 万 6,000 円を合計した 2 億 6,593 万 6,000 円を計上しております。

なお、市の補助金の額は、同施設を新設いたしました平成 12 年における旧 4 町での補助率を参考に、増設による概算事業費 5 億 6,355 万円の 5%といたしたいもので、同施設の 18 年後の荷受け従量率が、にかほ市分が 74.3%、由利本荘市、西目地区が 25.7%であることから、この地域別案分率から換算し、当市の補助金を 2,093 万 6,000 円として予算計上をいたしております。

以上で終わります。

議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第 58 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 58 号の質疑を終わります。

次に、議案第 59 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。なお、発言は自席で行ってください。12 番

村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 説明前の質疑通告なので、先ほどの提案説明等でほとんど質疑の内容が説明されています。4ページも市長が述べたのでわかりました。それから、6ページのものについては該当者がいないということですので、それもそういう面で理解できます。それから、7ページの附則の2項についても同様です。

8ページ、これも説明がありましたのでよかったです、説明があった中で、若干この通告書とずれますけれども、幾つか質問したいと思います。

今回の改正案では、いい面、これは新設されるバリアフリーの改修促進の関係というふうになると思います。これ、当てはまる条件の人、これは年齢とか、それから障害者、それから介護保険等の適用を受けている、そういう人になっていると思うんですが、その範囲が明示されておりましたら、その内容についての説明をお願いしたい、それが1点です。

それから、もう一つは、利率を下げた株式譲渡関係ですが、これは利率を下げて年数を延長すると。これは金持ち優遇税じゃないか、優遇措置だということで、税制調査会等でも若干批判があったけれども、結局は延長されるという内容になっておりますので、この関係での市内の該当者もいないということなんですが、税制そのものについては、これは庶民増税に反して、金持ち優遇税だというふうになっているわけで、市内にはいないわけですが、この税制のあり方について、例えば、ちょっと意見めいたものが入りますけれども、本来、税金そのものは総合課税なんですが、これはたしか分離課税に変えられたんじゃないかなと思うので、その点についても、もしわかりましたら説明をお願いしたい。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） バリアフリーを行った場合に、今の適用を受ける方としては、65歳以上の者、それから要介護認定もしくは要支援認定を受けている、または障害者が居住していることが必要というふうになつております。

それから、2つ目の上場関係のお話ですけれども、村上議員からの質問の最後に、本条例の一部改正による該当者はいるのか、いたら人数と影響額はどうかという御質問がありますので、まずその中でお答えしたいと思いますけれども、ほとんど想定されるものはないわけですが、本条例の一部改正による該当者は、現在想定されるものとしては、附則第19条の3の改正により、21年度の課税において、18年度の課税実績に基づきますと約40名と見込んでおります。その影響額は、軽減額で約200万円ほどと算定しているところでございます。

あと、その考え方については、国の税制の考え方ですので、私どもとしては、それに従って事務を行っているということで御理解願いたいと思います。以上です。

【12番（村上次郎君）「はい、いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第 60 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、これの発言を許します。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 通告書にあるように、単純な質問なのですが、一般的には補正予算の専決処分というのはあまり聞かないような感じもしますので、今回、専決処分を行わなければいけなかった内容が、この補正予算についてあるのかどうか、急がなければいけないような内容があるのかどうか。まあ強いて言えば、中学校の建てかえ事業の地方債の補正などが該当するのかなというふうな感じを持ちましたけれども、その点 1 点について質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今回、専決処分を提案しなければならない理由等については、今、急がなければならないということではございません。ただし、今回の補正の内容の大きなところは、先ほど補足説明で御説明しましたけれども、国から、あるいは県からの交付される額が確定しました。これが毎年 3 月末での確定となりますので、3 月補正の段階ではわからないわけでございます。なお、その交付金の歳入における割合が大きいものですから、これまでも — 昨年度でもありましたけれども、その額について予算額と確定額を一致させるということで、これまでも専決処分において処理してきたところでございます。

なお、あわせて、先ほども議員がおっしゃられましたように、繰入金等についても今回処理したということでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） これで 12 番村上次郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。最初に、20 番池田甚一議員。

20 番（池田甚一君） 6 点ばかり通告してございますけれども、きょう配付されました資料と先般の資料をあわせて見ますと、（1）番、増設の理由はわかるような気がしますけれども、利用者が多くなったから、あるいは利用者が多くなる見込みがあるから増設するという理由でよろしいのかどうか、確認しておきたいと思います。

次に、2 番、利用農家の意見や要望をどう集約化しているかということでございます。

3 番、カントリー事業の 18 年度決算見込みはどうか。

4 番、利用料金の設定は適当かどうか。増設によって、利用率、あるいはまた利用者が増加すれば、現在の料金の引き下げが可能かどうか。

5 番、カントリーエレベーターを利用して、生産、あるいはまた販売される米の評価はどんなものか。

6 番、利用する農家のタイプ別特徴はどうかということでございます。6 番については、例えば、小規模農家が多いのか、あるいはまた、大規模農家が多いのか、あるいはまた、兼業農家が多いのか。

かという特徴的なことがありましたら、お知らせ願いたいと思います。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） ただいまの質疑にお答えいたします。

最初の、1番の増設の理由でありますけれども、西部地区カントリーエレベーターの利用率は、建設当初より高い利用率で推移しておりまして、平成16年度で、生もみですけれども、100%を超え、18年度実績では3,429トン进行荷受けするなど、利用率は114.3%とフル稼働をしている状況であります。

平成17年の受益地区の集落座談会等におきまして、組合員からその増設の要望があり、その後、農協での各協議会や理事会等を経て承認された模様でございます。

また、18年10月に西部地区カントリーエレベーターの全受益対象農家を対象に実施いたしましたカントリーエレベーターの利用意識調査では、平成21年には約5,000トンの利用が見込まれる調査結果となるなど、このたびの増設工事は、農協が必要に迫られての増設となったものと説明を受けております。

次に、2番目の利用農家の意見や要望をどう集約ということでありまして、最初のお答えと重複いたしますけれども、利用率が100%を上回った17年ごろから、農協の地区運営委員や集落座談会、利用者協議会、総代会等の席上で、受け入れ態勢の強化や増設を希望する意見、要望が多数寄せられまして、また、アンケート調査の結果を契機に、このたびの増設となったものでありまして、今後とも地域において諸会合を開催し、利用農家の意見、要望を伺いながら、事業を推進してまいりたいということでありまして。

3番目のカントリー事業の18年度決算見込みでありますけれども、西部地区カントリーエレベーターの18年11月末の仮決算では、収入に当たる利用料金や保管料などの事業収益が7,791万円で、支出の事業費用では、動力燃料費等が1,001万9,000円、人件費が2,089万9,000円、減価償却費が2,472万3,000円などが主なものでありまして、支出の合計は7,334万9,000円となり、事業利益は456万1,000円になりますけれども、この事業利益から事業外収入とか特別損失等を差し引いた、税引き前の当期利益は345万2,000円との報告を受けております。収益は、塩害に見舞われました平成16年度は低迷いたしましたけれども、毎年収入が増加しております。その反面、原価償却費が減少していることから、平成17年度決算までは赤字決算でありましたけれども、18年度で黒字に転じております。

4番目の利用料金の設定でありますけれども、平成13年の西部地区カントリーエレベーターの開設時に、国の目安とする利用料金は建設事業費から逆算した60キロ当たり1,500円となりますが、農協では、利用率向上のためにも60キロ当たりの使用料を1,300円と設定いたしましたので、それに色彩選別機の利用料80円と合わせて、1,380円の利用料金に設定した経緯があったと聞いております。

利用料が1,500円であれば、利用率70%で採算がとれ、1,300円では、100%を超えなければ採算がとれないと試算されておりますけれども、いずれにしても、秋田しんせい農協とその組合員である施設利用者の双方が互いに理解し、納得した上で利用料金を設定したことでありますので、適当な利用料金ではないかと思っております。

次に、カントリー米の評価でありますけれども、同地区のカントリーエレベーターでは、土づくり実証米「ひとめぼれ」1品種のみを受け入れておりまして、受益対象地区の農家に対しても、土づくり肥料「大地の息吹」を用いた土づくりを行っていただき、「ひとめぼれ」の作付をされるよう呼びかけてきており、この成果により、平成17年度からは、西部地区カントリーエレベーターで取り扱う全量が土づくり実証米「ひとめぼれ」のブランド米として、大手の的外食産業グループを傘下におさめる業者への契約販売となっております。19年産米につきましても、既に全量がその予約になっている状況とのことであります。

このことにつきましては、きのうの秋田魁新聞の朝刊の「地方点描」の記事にもありましたけれども、西部地区カントリーエレベーターから出荷される米は非常によい評価を受けているものと思っております。

最後の利用する農家のタイプ別特徴でありますけれども、平成18年度の利用農家や団体数は449人という実績であります。タイプ別の構成比では、数量比率でありますけれども、集団が15%、中核的農家が25%、小規模農家が60%となっております。それぞれのタイプの特徴といたしまして、集団の場合は、現在もミニライスセンターを独自に所有し、ある程度までは同センターで乾燥させた後に、仕上げの乾燥と最終的な玄米の品質の調整をカントリーエレベーターに委託するケースがあります。また、中核農家ですと、小規模農家から作業委託をされ、自宅の乾燥機で処理し切れない分をカントリーエレベーターに持ち込むケース、それから小規模農家では、特に農業収入に見合わない農業機械の更新が困難なために、カントリーエレベーターを利用しているケースがあるようであります。

いずれにしましても、西部地区カントリーエレベーターは、農業者の経営体系に応じた利用状況になっているという説明を受けております。以上です。

【20番（池田甚一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで20番池田甚一議員の質疑を終わります。

次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今回の増設工事に関しては、国と、市としても応援するという事なんです。自己負担というのかなり金額になっております。その、農業協同組合の団体として、また、組合員個人としての負担もあると思うわけで、その辺の実態はどうなのかということについて質問します。

それから、維持管理費については、先ほど18年度の実績の報告がありましたので、ここは省略します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） ただいまの質疑で、組合員の負担ということでありまして、カントリーエレベーター増設に関する予算の総事業費5億6,355万円に対しまして、県を経由する国庫補助金と、にほか市、由利本荘市のかさ上げ分を除いた残りの2億9,037万2,000円は、事業主体でありますJA秋田しんせい農協が負担するものでありますけれども、増設工事に伴っての農協組合員の賦課金とか、それから出資金の増資計画につきましては、－ それと、また現在の60キ

ログラム当たり 1,380 円という利用料金がありますけれども、これらについて、増資計画とか利用料の変更というようなことは考えておりませんという説明を受けております。

議長（竹内睦夫君） これで 12 番村上議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 61 号の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第 58 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 58 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）は、承認することに決定しました。

次に、議案第 59 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 59 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）は、承認することに決定しました。

次に、議案第 60 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 60 号平成 18 年度にかほ市一般会計補

正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）は、承認することに決定しました。

次に、議案第61号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第61号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成19年第3回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午前10時49分 閉 会